

平成 23 年 11 月 14 日

厚生労働大臣 小宮山洋子 様

特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
理事長 中根 裕

平成 24 年度介護保険制度改定に関する要請書

特定非営利活動法人全国移動サービスネットワークでは、障がいを持った方々や高齢者やなどのいわゆる移動困難者が地域で生活する上に欠かせない「移動」や「外出」を支える団体（NPO 福祉有償運送/介護・自立支援事業者/介護タクシー等）を会員として、移動困難者の多面的な支援活動に取り組んでいます。その中で移動困難者が必要とする、介護保険制度や障害者自立支援制度と一体的かつ連続したサービス提供を困難にしている状況に対して改善を求めます。

ここで、昨年度会員団体向けに行った実態調査（「通院等乗降介助」などに関するアンケート）の結果の一部をご紹介させていただくとともに、平成 24 年度介護保険制度の改定に関し以下の要請を行います。

<要請事項>

車両への乗降介助だけに特化した「通院等乗降介助」では、移動困難者への十分な支援ができません。

乗降前後の介助だけでなく目的地での移動介護を含めた、包括支払方式の「通院等移動介助」の創設を要請します。また目的地での移動介護には「院内介助」を包含することも要請します

※ 要介護・要支援高齢者及び障がいのある人等（以下「要介護者等」）への移動送迎支援活動の中身は、医療機関への送迎が圧倒的な割合を占めています。現行の社会保障制度では、医療機関と在宅介護は制度上分断されています。両者を結ぶ「通院」行為は、要介護者と家族が自分達でなんとかするしかありません。

一方で、現在通院の支援活動を行っている NPO など介護事業者の中には、「通院等乗降介助」の仕組みでは、支援活動のコストの面で運転者の確保や活動継続に不安を抱えるところが多数あり、多くの支援事業者の長期的な継続性は危ぶまれます。このため、介護保険制度の中に障害者自立支援法にある「行動援護」のような、外出や移動支援を包括して保障する仕組みが必要です。なお、我々は「通院」を保障するための社会保障制度全体の抜本的な改革を望みます。

以上

<参考>「通院等乗降介助」などに関するアンケート

■調査時期 平成 22 年 8 月 10 日～9 月末日

■調査方法 関係団体へアンケートを FAX して回答を依頼した

■調査対象 全国移動ネット会員及び地方のネットワーク会員

■回答数 66

■次期介護保険改正における「通院等乗降介助」に関する主な意見（抜粋）

- ・「乗降時、ドア・ツー・ドア、福祉車両をセットにした介助の整備が必要」（宮城県）
- ・「通院等乗降介助により院内介助を充実させて欲しい。どの病院にもボランティアさんが居てくれるわけではないので」（千葉県）
- ・「現行の 100 単位では実費も賄えない。単位数の改定がないと撤退する事業者が出る」（東京都）
- ・「フォーマルサービスとしての通院のための手段が必要」（東京都）
- ・「一人暮らしの高齢者にとって通院等の外出は困難である。現行の通院等乗降介助では不十分などころがあるが、更なる改善を期待し継続を望みます。」（神奈川県）
- ・「通院時の立ち寄りを認めてほしい」（愛知県）
- ・「通院後、2 時間経過しなければ訪問介護に入れないのはおかしい」（岐阜県）
- ・「公共交通機関がなく、タクシーでは金額が高い」（三重県）
- ・「介護保険は自立支援、利用者本位、社会参加を理念としている。要支援・要介護の高齢者や障がいをもった人々の外出の希望がとても多い」（岡山県）